

日本の自然公園制度

自然と一体となった伝統的建築物のある風景

瀬戸内海国立公園(宮島)(昭和9年指定)



リアス式海岸が見せる海岸線の繊細な風景

伊勢志摩国立公園(昭和21年指定)



慶良間ブルーと呼ばれる碧い海

慶良間諸島国立公園(平成26年指定)



原生的・手つかずの風景

上信越高原国立公園(浅間山)(昭和24年指定)



国立・国定公園とは

歴史

- 明治44年 国立公園の創設に向けた国民的運動の開始
- 昭和6年 国立公園法の制定
- 昭和9年 最初の国立公園を指定（同年中に阿寒、大雪山、日光、中部山岳、瀬戸内海、雲仙、阿蘇、霧島の8公園を指定）
- 昭和32年 国立公園法に代わって自然公園法を制定
- 平成24年 屋久島国立公園が霧島屋久国立公園から分離独立
- 平成25年 三陸復興国立公園の再編
- 平成26年 慶良間諸島国立公園の指定（31番目の国立公園）

目的

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること

我が国の自然環境保護の中核的存在 ・ 生物多様性保全の屋台骨



- 優れた自然の風景地は、天与の国民の宝ともいふべきものであり、いったん破壊されれば、その回復は困難
- でき得る限り自然のままの姿において永遠に存続するよう保護



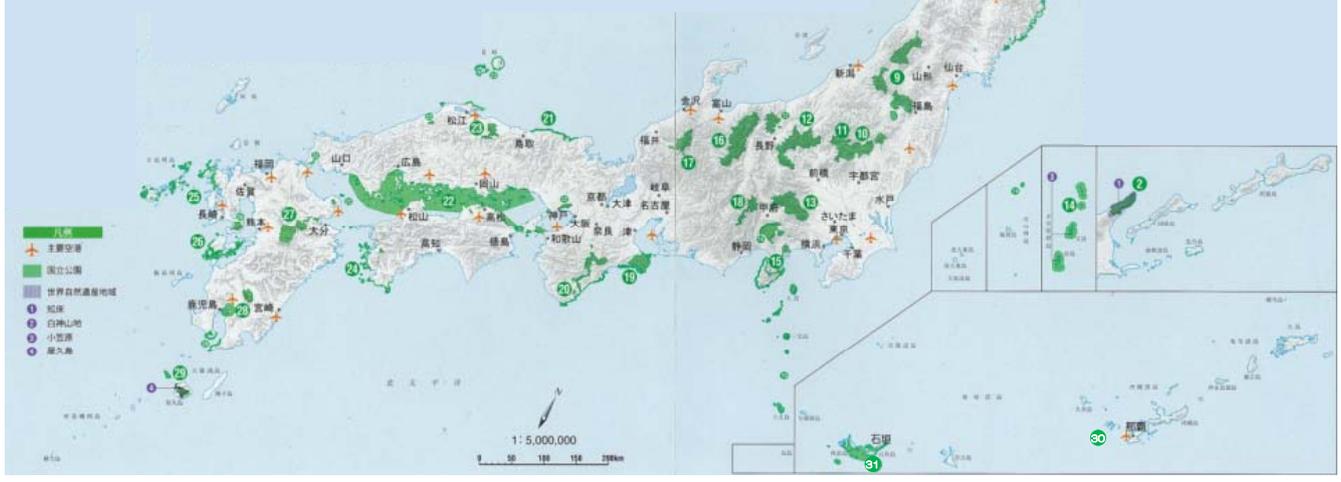
- 国立・国定公園の年間利用者は約6.3億人



- 優れた風景を広く国民の利用に提供
- 日常では体験し得ない深い感銘

国立公園の現況

- | | | | |
|-------------|------------|------------|----------|
| 1. 利尻礼文サロベツ | 11. 尾瀬 | 21. 山陰海岸 | 31. 西表石垣 |
| 2. 知床 | 12. 上信越高原 | 22. 瀬戸内海 | |
| 3. 阿寒 | 13. 秩父多摩甲斐 | 23. 大山隠岐 | |
| 4. 釧路湿原 | 14. 小笠原 | 24. 足摺宇和海 | |
| 5. 大雪山 | 15. 富士箱根伊豆 | 25. 西海 | |
| 6. 支笏洞爺 | 16. 中部山岳 | 26. 雲仙天草 | |
| 7. 十和田八幡平 | 17. 白山 | 27. 阿蘇くじゅう | |
| 8. 三陸復興 | 18. 南アルプス | 28. 霧島錦江湾 | |
| 9. 磐梯朝日 | 19. 伊勢志摩 | 29. 屋久島 | |
| 10. 日光 | 20. 吉野熊野 | 30. 慶良間諸島 | |



国立公園等の指定状況

種 別	公園数	面積(千ha)	国土面積に対する割合(%)
国立公園 (国指定、国管理)	31	2,100	5.5
国定公園 (国指定、県管理)	56	1,359	3.6
都道府県立自然公園 (県指定、県管理)	314	1,973	5.2
合計	401	5,431	14.4

平成26年3月現在

地種区分

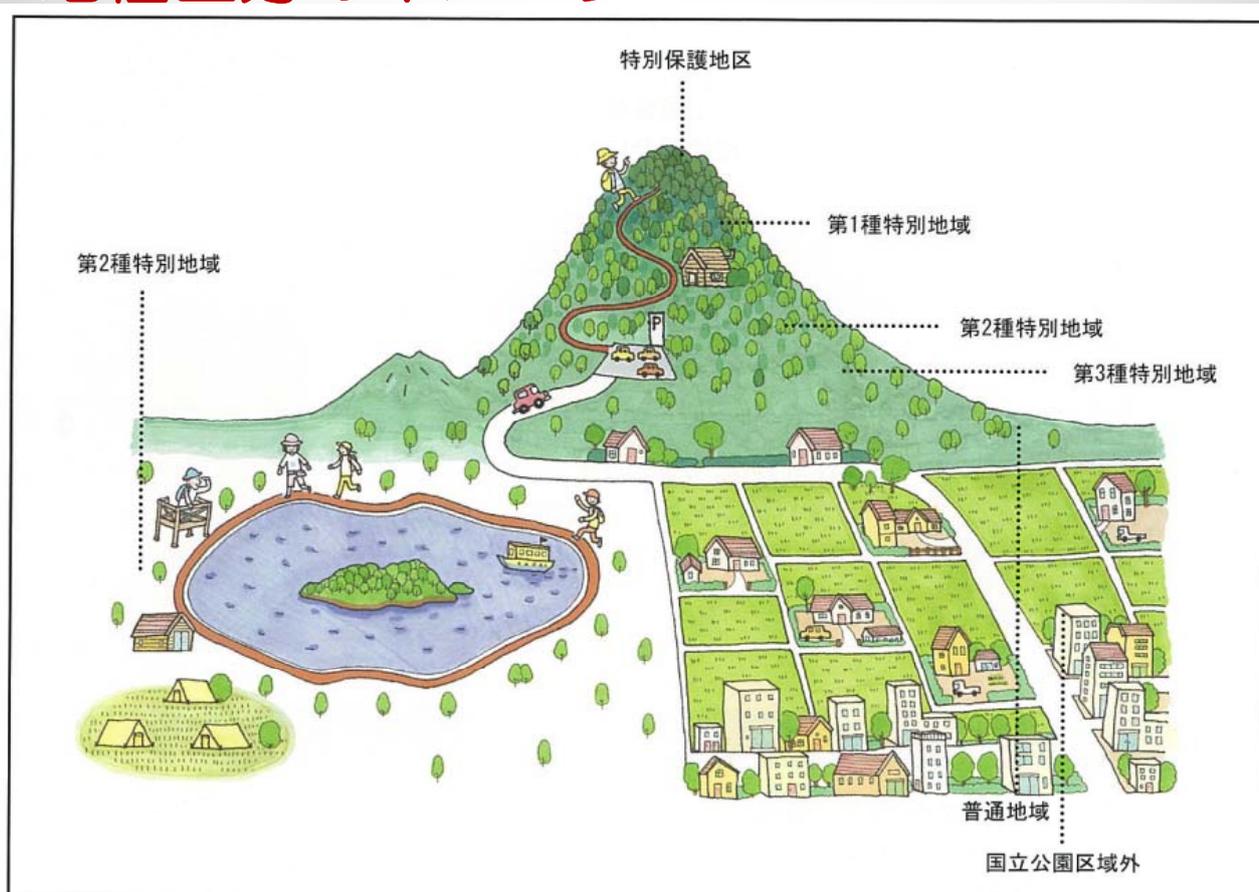
- 我が国の国立・国定公園は、国や都道府県が土地を専有するものではなく、私有地を含めて、その利用や開発を規制する「地域制公園」
- 特別保護地区は、公園の核心部たる重要な地域であり、落葉・落枝の採取すら規制する厳格な保護の対象
- それに準ずる第1種特別地域についても、極力、現在の風致を保護
- 第2種・第3種特別地域については、利用との調整が、ある程度可能

区分	土地所有区分			地種区分			
	国有地	公有地	私有地	特別地域			普通地域
				特別保護地区	第1種特別地域	第2～3種特別地域	
国立公園	62%	13%	26%	13%	12%	47%	28%
国定公園	46%	14%	40%	5%	13%	75%	7%

※ 四捨五入のため計は合わない

※ 国有地のほとんどは林野庁所管国有林

地種区分のイメージ





行為規制（行為許可と行為届出）

主な行為の例	景観	風致	優れた自然の風景
	特別保護地区	特別地域	普通地域
工作物の新改増築	許可制	許可制	届出制（一定規模以上）
木竹の伐採	許可制	許可制	—
土石の採取	許可制	許可制	届出制
河川等の水位水量を増減させる行為	許可制	許可制	特別地域内河川等に影響を及ぼす場合届出制
広告物の掲出	許可制	許可制	届出制
水面の埋立	許可制	許可制	届出制
土地の形状変更	許可制	許可制	届出制
植物の採取・損傷	許可制	指定種のみ許可制	—
動物の捕獲・殺傷	許可制	指定種のみ許可制	—
植物の植栽・播種	許可制	—	—
動物の放出	許可制	—	—
車馬等の乗り入	許可制	指定地域のみ許可制	—

審査基準※にみる風致景観の保全の考え方

※ 自然公園法施行規則において、行為の許可基準を規定

- ✓ 優れた自然の大風景地にとって地形そのものの保全が最重要課題。（地形こそ自然景観の基盤＝風景の輪郭・骨格）
- ✓ 各種行為が、主要な視点場からの展望を妨げないこと、主要な視対象に支障を及ぼさないことを必須要件。
- ✓ 特に山稜線（スカイライン）の分断は、視対象の骨格（輪郭）を改変する行為として否定。
- ✓ 工作物、建築物は、できるだけ樹林内に隠し、道路等から見えないようにする。
- ✓ 工作物、建築物の形態・色彩は、目立たないデザインとする。（自然が主役、工作物等は脇役（迷惑施設）） など